

賃金確定闘争で小委員会交渉

当局、勤勉手当加算制度の見直しで回答

市労連は、11月5日に中村行財政局給与課長ほか当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で当局は、申し入れていた勤勉手当の加算制度の見直しと、「育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給」について提案しました。これに対し市労連は、7日の山場に向けて、まだ回答が示されていない地域手当の取扱いや一時金の回答について検討するよう申し入れました。

当 局 平素より皆さま方には、様々な取り組みに対しまして、ご理解・ご協力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

10月2日の交渉において、皆さま方より申入れをいただいております「勤勉手当の新たな加算制度について」につきまして、私どもの考え方を、まとめてまいりましたので、ただいまよりお示しさせていただきます。

加算金額については、対象所属に代替職員の配置等がない期間30日につき24,000円を付与する取扱いとしておりますが、これを改め、代替職員の配置等がない期間のうち、月初から月末の期間は当該日数に関わらず一月、それ以外の期間は30日を

もって一月とし、これらを合算した期間一月につき24,000円を付与する取扱いに見直しをさせていただきます。

実施時期は令和8年1月1日とし、代替職員の配置等がない期間の始期が令和7年12月31日以前の場合は令和8年3月31日までの期間は従前の取扱いといたします。

我々としていたしましても、内部で十分に検討した結果でございますので、ご了承いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、この場をお借りしまして、皆さま方にお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

「育児・介護により転居した職

員への新幹線等に係る通勤手当の支給」についてでございます。

「1. 概要」でございますが、職員が家庭の事情によらず働き続けることができるように、育児・介護により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員へ新幹線等に係る通勤手当を支給いたします。

「2. 育児・介護による転居の定義」でございますが、まず「(1) 育児による転居」の定義につきましては、職員又は配偶者の異動又は官署移転に伴い、配偶者と同居し満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域に転居すること、といたします。

次に「(2) 介護による転居」の定義につきましては、職員又は配偶者の父母であつて、要介護認定を受けている者の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居すること、といたします。

「3. 支給要件」でございますが、記載している(1)から(4)

の全てに該当することとしております。

(1) 新幹線等による通勤で1つの特急券で乗車する区間が片道100キロメートル以上であること

(2) 転居後の住居からの通勤であること

(3) 新幹線等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること

(4) 新幹線等の利用により通勤事情の改善が認められること

「4. 実施時期」でございますが、令和8年4月1日といたします。

以上でございます。

市労連 提案については持ち帰り検討する。

7日の山場に向けて、まだ回答が示されていない地域手当の取扱いや一時金の回答について十分検討してもらいたい。

当 局 限られた時間ではありますが、山場に合意できるよう、引き続き検討を行ってまいります。

育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給について（案）

1. 概要

職員が家庭の事情によらず働き続けることができるように、育児・介護により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員へ新幹線等に係る通勤手当を支給する。

2. 育児・介護による転居の定義

（1）育児による転居

職員又は配偶者の異動又は官署移転に伴い、配偶者と同居し満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域に転居すること

（2）介護による転居

職員又は配偶者の父母（要介護認定を受けている者に限る）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居すること

3. 支給要件

以下の全てに該当すること

- （1）新幹線等（新幹線及び在来線の特急列車のことをいう。以下同じ。）による通勤で1つの特急券で乗車する区間が片道100キロメートル以上であること
- （2）転居後の住居からの通勤であること
- （3）新幹線等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること
- （4）新幹線等の利用により通勤事情の改善が認められること

4. 実施時期

令和8年4月1日